

仕様書（案）

1 委託業務名

漫画「新たな倭国論（仮）」制作等業務委託

2 委託業務の概要

造山古墳は5世紀初頭に造られた古墳としては全国最大級であること、石棺は九州・熊本県産の石が使用され、第一号古墳周辺から朝鮮半島の土器が見つかったことなどから、5世紀初頭の大和政権内では、吉備が大和と同等の勢力を持ち、協力して倭国を治めていたと考える「新たな倭国論」(※)を岡山市は提唱し、様々な媒体を通じてその魅力を発信してきた。

本事業では、読書の動機づけが容易で、専門的な内容でも直感的に伝えることができ、記憶に残りやすい漫画のメリットを活かし、かつ、いわゆる学習漫画ではなく、歴史への興味が薄い幅広い年齢層の読書意欲を掻き立てる漫画「新たな倭国論（仮）」を制作・発信することで、「新たな倭国論」の普及をさらに促進するとともに、造山古墳をはじめとする古代吉備の関連史跡の魅力を伝え、観光誘客、及び市民の郷土への愛着や誇りの醸成を高めることを目的とする。

(※)「新たな倭国論」については以下を参考にすること。

岡山市歴史観光WEBサイト「おかやまレキタビ」(<https://rekitabi.jp/>)

- ・新たな倭国論 (<https://rekitabi.jp/new-wakokuron>)
- ・Story03「古代吉備の謎」(<https://rekitabi.jp/story/story-985>)
- ・古代吉備の姿がよみがえる、造山古墳VR動画ついに公開！(<https://rekitabi.jp/news/2623>)
- ・古代吉備の歴史に迫る！日本遺産シンポジウム採録記事が新聞掲載されました
(<https://rekitabi.jp/news/2511>)
- ・古代吉備の謎に迫る！「新たな倭国論」とは？！紹介動画公開中
(<https://rekitabi.jp/news/2478>)
- ・特別対談 知られざる「古代吉備」の魅力 (<https://rekitabi.jp/news/2475>)

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 漫画「新たな倭国論（仮）」の制作

①内容

- ・「新たな倭国論」の魅力をわかりやすく伝え、興味を喚起するとともに、これまで知られていなかった魅力を再発見できる内容とすること。
- ・年齢を問わず、歴史に興味の薄い人を読者と想定し、本業務のターゲット層及びコンセプトを提案すること。
- ・歴史を題材にしながらも、小学生を主な対象とするような学習漫画ではなく、商業誌で連載されるような幅広い読者に受け入れられる内容とすること。
- ・本業務のターゲット層及びコンセプトに合致する漫画家（プロアマを問わない）を選定し、漫画の画風（デザイン）、テイストを提案すること。
- ・漫画のタイトルについて、本業務のターゲット層の心を掴む魅力的なタイトルを提案すること。

- ・漫画のタイトルについて、J I S規格等の既存のフォントにこだわらない、事業目的や漫画のテイストにマッチしたデザインを提案すること。
- ・漫画の世界観・設定、ストーリー（シナリオ）の概要、登場人物の設定・人数を提案すること。
- ・漫画の登場人物が発するセリフは、歴史の解説、説明に終始するような長文にするのではなく、読者がテンポよく、また、気軽に読めるようなボリュームとすること。
- ・本業務で制作したキャラクターは、本業務以外の事業での二次利用を想定するものとする。
- ・制作に当たっては、調査や取材等を行い、最新の情報とすること。
- ・取材に当たっては、受託者が自らまたは委託者の承諾を得た第三者を通じて、関係施設や団体等と連絡を取り調整を行うこと。
- ・内容については、岡山ビジットアソシエーションが監修するものとする。

②規格

- (ア) サイズ：A 5
- (イ) 頁数：4 8 ページ程度
- (ウ) 紙質：表紙、裏表紙 マットコート 1 1 0 k g 相当以上
中面 マットコート 6 0 k g 相当以上
※表紙、裏表紙はハードカバーでなくてよい。
- (エ) 印刷：フルカラー印刷（4色印刷）
- (オ) 製本：中綴じ冊子型

③ページ構成

- ・展開に変化のあるストーリー、構図、見開き、コマ割り等で演出を工夫するなど娯楽性を重視しながら、章立ての区切りごとに解説や地図、相関図等を適宜差し込むなど、読者が漫画のストーリーだけでは読み取れない歴史的な背景などのより深い情報を得ることのできる構成（紹介内容、ページ割、ページ数等）を提案すること。
- ・巻末に、委託者が指定するWe b ページへ誘導する二次元コード掲載スペースを設けること。

④発行部数

5, 0 0 0 冊

⑤作成期限

令和9年1月29日（金）までに印刷を完了し、納品可能な状態とすること。

(2) 電子データの作成

- ・完成した漫画データは以下の形式で納品すること：
 - PDF 形式：閲覧専用データ。パソコン、タブレット、スマートフォンなど一般的なデバイスで閲覧可能な標準的な形式とする。
 - Adobe Illustrator 形式 (AI データ)：編集可能なデータ。キャラクターや背景など主要なデザイン要素を、個別編集や二次利用（例：広告物、販促物、グッズ制作など）に対応した状態で提供すること。
- ・CD-R等にデータを記録し、岡山ビジットアソシエーションに納品すること。

(3) 配本

- (1)において作成した漫画「新たな倭国論（仮）」を次のとおり配本すること。
- ・岡山市の小中学校及び特別支援学校（視覚特別支援学校を除く）
各学級に1冊ずつ 計2, 2 3 9 冊
- ・岡山市中央図書館 各市立図書館に3冊ずつ 計3 0 冊
岡山市外の県内公立図書館分 計7 3 冊
- ・その他 2, 6 5 8 冊

- ・上記含め、合計5,000冊
- ・冊数の内訳については、配本先箇所数の増減により、変動の可能性がある。
- ・「その他」のうち2,000冊については、効果の期待できる配本先を提案すること。
- ・配本先や配本方法、配本スケジュールは、契約後、委託者と協議の上決定すること。
- ・配本後の残部は岡山ビジットアソシエーション事務局（岡山市プロモーション・MICE推進課）へ納入すること。
- ・配本にかかる経費は受託者が負担すること。
- ・配本された漫画が、設置場所において施設利用者等の目に触れる方法（漫画に興味関心を抱いてもらえるようなデザインのPOP作成など）を提案すること。

(4) 告知用抜き刷りの作成

(1)において作成した漫画「新たな倭国論（仮）」の内容を簡略に伝える告知用の抜き刷りを作成し、納品すること。なお、告知用抜き刷りのデザイン、作成数及び配布先を提案すること。

(5) 漫画の周知方法（独自提案）

(1)において作成した漫画「新たな倭国論（仮）」を歴史に興味の薄い人へ周知する効果的な方法を提案すること。

(6) 業務の実施計画

業務実施に係る計画（基本方針、実施内容、スケジュール等を記載）を提案すること。最終的な計画書の内容は、委託者と協議した上で決定すること。

(7) 業務の実施体制

本業務を適切に遂行できるための業務運営体制を提案すること。

5 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、委託者の承諾を得ること。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 業務責任者届
- (3) 事業実施計画書（6. 納入成果物参照）
- (4) 下請負通知書（本業務の一部を再委任する場合に限る）

6 納入成果物

本業務の成果物及び納入時期は、以下のとおりとする。

成果物	内容	納入時期
事業実施計画書	事業の目的、実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等を実施計画としてまとめたもの	業務着手前
漫画シナリオ	仕様書等の要求事項を実現するために、事業に要求される内容について、物語の流れやキャラクター、セリフ、ト書き、各シーンの意図を文章でまとめたもの	漫画ネーム制作前
キャラクターデザイン	漫画に登場するキャラクターの外見や性格、能力等を設定し、視覚的に表現したもの	漫画ネーム制作前
漫画ネーム	漫画制作前の設計図となる、コマ割り、セリフ、キャラクターの動きなどを大まかに整理した下描き	漫画制作前

制作物データ	記憶媒体（CD-R等）に記録したもの 告知用抜き刷りも含むものとする	納品時
その他	事業実施に当たり、委託者と受託者にて協議し、必要と認められたもの一式	適時
完成図書	上記の成果物で最終確定したもの	納品時

当業務で制作した成果物のデータは、提出前に必ずウイルス対応ソフトにより検査すること。また、成果物が本仕様書に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。

7 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、または委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。また、本業務の遂行に伴い受託者が提供を受けたデータ及び協議、資料、計画等の内容については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適正な取り扱いを確保すること。

8 知的財産権等

- (1) 受託者は、本業務の委託範囲内で制作した成果物、備品、広報媒体等が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」とする）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む）を、業務完了時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本業務委託において制作した成果物、備品、広報媒体等が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (3) 受託者は、本業務委託で制作する成果物、備品、広報媒体等に第三者が権利を保有する素材（映像、絵画、漫画、キャラクター、小説、工芸品、音楽、タレント等の著名人等）を使用する場合には、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

9 貸与資料等

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、委託者が提供することが可能な資料等は、委託者が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等はその重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において

貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき、または本業務履行上不要になった場合は委託者に返還しなければならない。なお、貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど委託者の指示に従った処置を行うこと。

10 その他

- (1) 受託者は、委託者の目的及び意図を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、効率的に業務を進めること。
- (2) 受託者は、委託者と綿密な連携を図り、業務を進めること。委託者から業務の進捗状況を把握するために資料(制作中の漫画ネーム等)を要求された場合は、速やかに提出すること。
- (3) 受託者は、制作にあたり、委託者が指定する学識経験者等から指導を受けるものとし、受託者自ら学識経験者等と適宜協議の上、業務を進めること。
- (4) 受託者は、造山古墳及び造山古墳の関連施設をはじめとする関連史跡・施設において調査・作業等を実施する場合は、作業日程および作業時間について事前に委託者と協議すること。
- (5) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (6) 本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可等の手続が必要な場合は、原則として受託者が代行して行い、それに必要な手数料等経費については、見積額及び契約額に含めること。
- (7) 受託者は、成果物の瑕疵について速やかに対応し、納品後1年間は無償で対応するものとする。その他の事由で修正等が生じた場合の対応については、委託者との間で協議するものとする。
- (8) 本業務の実績はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (9) 本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合、または第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。
- (10) 受託者は、本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示しその承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (11) 受託者は、本業務に係る各種の証拠書類について、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (12) 受託者は、業務の遂行にあたって疑義が生じたとき、本仕様書に定めのない事項または不明な点がある場合は、その都度、委託者と協議の上決定するものとする。
- (13) 漫画の制作にあたり、生成AIを使用して直接コンテンツ(画像、テキストなど)を生成・採用しないこと。